



第56回 定時株主総会招集ご通知

議決権行使につきましては、
スマートフォン、インターネット
または郵送による事前行使も
ご利用いただけます。

日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時
場 所	東京都江東区有明3丁目5番7号 TOC有明コンベンションホール 20F WEST GOLD 20ホール (会場が前回と異なります)
決議事項	議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

目 次	
株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	11
計算書類	25
監査報告	31

セントラルスポーツ株式会社
証券コード 4801

証券コード 4801
(発送日) 2026年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社
代表取締役社長 後 藤 聖 治
執行役員

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://company.central.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「IRリリース」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4801/teiji>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「セントラルスポーツ」又は「コード」に当社証券コード「4801」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区有明3丁目5番7号
TOC有明コンベンションホール 20F WEST GOLD 20ホール
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第56期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」

③ 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、上記と同様、当社ウェブサイト (<https://company.central.co.jp>) にてお知らせいたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。
- ◎当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。
- ◎バリアフリースイールにつきましては、ビルの2階、および3階にございます（総会会場の20階にはございませんので、事前にお済ませのうえお越しく下さい）。
- ◎お土産は、特段ご用意させていただいておりませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎円滑、効率的な議事進行に努め、また、報告事項等の詳細な説明を省略することにより、所要時間が短くなる場合がございますので、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

スマートフォン、インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後6時20分入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後6時20分到着分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

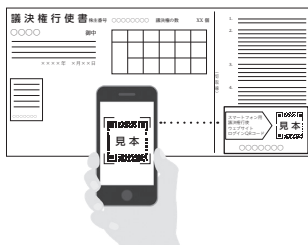
議決権行使書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

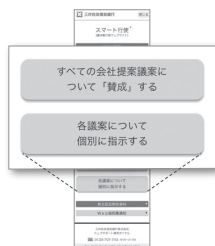
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

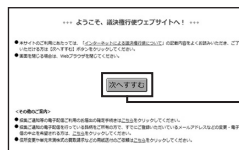
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

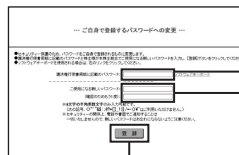
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031
受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

【参考】取締役候補者一覧表

候補者番号	ふりがな	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	ごとうただはる 後藤 忠 治	再任	代表取締役会長	14回/14回
2	ごとうせいじ 後藤 聖 治	再任	代表取締役社長 執行役員	14回/14回
3	まつだゆうじ 松 田 友 治	再任	取締役 常務執行役員	14回/14回
4	つるたかずひこ 鶴 田 一 彦	再任	取締役 執行役員	14回/14回

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	ご 後 藤 忠 治 た だ はる (1941年12月4日生)	<p>1969年12月 セントラルスポーツクラブ創業 1970年 5 月 株式会社セントラルスポーツクラブ (現：セントラルスポーツ株式会社) 設立 1970年 5 月 当社取締役 1976年 5 月 当社代表取締役副社長 1977年 5 月 当社代表取締役社長 2014年 4 月 当社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とした理由) 後藤忠治氏は当社創業以来、当社の要職を歴任し、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上において、必要不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	598,795株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	ご とう せい じ 後 藤 聖 治 (1969年8月28日生)	<p>1995年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 当社入社 1999年5月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役 2001年3月 当社経営企画室長 2003年6月 当社常務取締役 2005年7月 当社営業本部副本部長 2007年6月 当社専務取締役 当社営業本部長 2011年10月 当社代表取締役副社長 2014年4月 当社代表取締役社長（現 代表取締役社長 執行役員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.代表取締役社長 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社セントラルスポーツプラザ代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とした理由) 後藤聖治氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の営業・経営部門を中心に豊富な経験、高い見識と強い変革力を有していることから、これらの経験と見識および同氏のリーダーシップが当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上において、必要不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	573,100株

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	まつ だ ゆう じ 松 田 友 治 (1962年4月11日生)	<p>1983年11月 当社入社 2006年4月 当社人事部長 2012年4月 当社執行役員 当社経営企画室長 2015年6月 当社取締役 2019年4月 当社健康サポート部担当(現任) 2019年5月 当社常務取締役(現 取締役 常務執行役員) (現任) 2022年4月 当社レジャー事業部(現:アドベンチャーツーリズム事業部)担当(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 松田友治氏は当社の経理・人事・経営企画部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの幅広い経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値の向上において、必要不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,500株
4	つる た かず ひこ 鶴 田 一 彦 (1959年7月23日生)	<p>2003年6月 当社入社 2006年6月 当社執行役員 2012年4月 当社マーケティング部長 2019年4月 当社新規事業開発部長兼店舗開発部長 (現:新規開発部) 2019年6月 当社取締役(現 取締役 執行役員)(現任) 2024年4月 当社新規開発部担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 浜松ブルーウェーブ株式会社代表取締役 株式会社セントラルスポーツプラザ取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 鶴田一彦氏は当社の店舗開発部門をはじめマーケティング・新規事業開発等の豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの幅広い経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値の向上において、必要不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	3,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結

し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会の構成 (2026年6月26日以降の予定)

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験を持った人材にて構成するものとします。

そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

なお、以下の取締役の構成は、本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

氏名	当社における地位	企業経営	コーポレート・ガバナンス	財務・会計	法務・リスク管理	人事・人材開発	マーケティング・営業	研究・新規事業
後藤 忠治	代表取締役会長	●	●		●	●		
後藤 聖治	代表取締役社長 執行役員	●	●				●	●
松田 友治	取締役 常務執行役員		●	●		●	●	
鶴田 一彦	取締役 執行役員		●		●		●	●
河本 勝	取締役 監査等委員・常勤		●	●	●	●		
岩崎 厚宏	社外取締役 監査等委員	●	●	●	●			
原田 睦巳	社外取締役 監査等委員		●		●	●		●

※各人に特に期待する項目を4つまで記載しております。

上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、賃上げなどを背景に緩やかな回復基調となった一方で、物価上昇の長期化による節約志向の高まりなどから個人消費には力強さを欠く状況が続きました。また、海外経済の減速懸念や金融市場の変動等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

フィットネス業界におきましては、小型店舗業態の拡大や健康意識の高まり、運動習慣への関心の高まりなどを背景に、全体として回復傾向にあります。

このような環境下、当社グループは、経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』のもと、「理想とするウェルネスカンパニーへ」の実現に向け、接客力・指導力・施設美化の強化に注力するとともに、安心・安全で快適な施設運営に努めてまいりました。

当連結会計年度では、直営店4店舗と業務受託店6店舗の合計10店舗を出店、直営店2店舗と業務受託店4店舗の合計6店舗の営業を終了しました。

◆新規出店・新規業務受託店

- 4月 セントラルスポーツジム24仙台東口（宮城県仙台市宮城野区）
- 4月 袖ヶ浦健康づくり支援センター[ガウランド]（千葉県袖ヶ浦市）※
- 4月 調布市立調和小学校（東京都調布市）※
- 4月 茨木市立市民体育館（大阪府茨木市）※
- 4月 茨木市立五十鈴市民プール（大阪府茨木市）※
- 4月 茨木市立西河原市民プール（大阪府茨木市）※
- 4月 セントラルフィットネスクラブ24国立（東京都国立市）
- 6月 東京辰巳アイスアリーナ（東京都江東区）※
- 2月 セントラルフィットネスクラブ24青梅（東京都青梅市）
- 3月 セントラルスポーツジム24北仙台駅（宮城県仙台市青葉区）

◆営業終了店・業務受託終了店

- 12月 ザバススポーツクラブ川崎（神奈川県川崎市幸区）

- 1月 セントラルフィットネスクラブ西東京（東京都青梅市）
- 3月 城南市民プール（福岡県福岡市城南区）※
- 3月 早良市民プール（福岡県福岡市早良区）※
- 3月 熊取町立総合体育館（大阪府泉南郡熊取町）※
- 3月 兵庫県立文化体育館（兵庫県神戸市長田区）※

【※は業務受託店】

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、直営187店舗、業務受託70店舗、合計257店舗となりました（3月末終了の4店舗を含む）。

店舗運営におきましては、既存店の施設リニューアルを進めるとともに、新規会員の獲得、既存会員の継続率向上および退会防止に取り組んでまいりました。また、鈴木陽二マスターコーチ（元競泳日本代表ヘッドコーチ）による選手コースの巡回指導や、当社オリジナルのボディコンテスト「ウェルネススタイルチャレンジ」、日本最大級のフィットネス・ライブイベント「Lesson in Japan」等の各種スポーツ・エンターテインメントイベントを積極的に実施し、顧客満足度の向上に努めました。

その他、SDGsへの取り組みの一環で水難事故防止や災害時への備えとして、全国の小学校等での無料着衣水泳教室（実技講習・机上講習）を継続して実施しております。

所属選手の競技活動につきましては、10月にインドネシアで開催された第53回世界体操競技選手権大会において、橋本大輝選手が男子個人総合で金メダルを獲得し大会3連覇を達成、7月にシンガポールで開催された世界水泳選手権において、飛込の金戸凜選手が男女混合チームイベントで銅メダルを獲得いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は48,865百万円（前期比4.9%増）、経常利益は2,257百万円（前期比48.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,284百万円（前期比5.5%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,969百万円で、店舗の取得、改修工事及び備品の購入が主なものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として400百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 53 期 (2023年3月期)	第 54 期 (2024年3月期)	第 55 期 (2025年3月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百 万 円)	43,602	45,379	46,595	48,865
経 常 利 益 (百 万 円)	1,346	2,181	1,524	2,257
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百 万 円)	793	1,160	1,359	1,284
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	70円86銭	103円62銭	121円37銭	114円70銭
総 資 産 (百 万 円)	42,565	41,628	41,153	42,284
純 資 産 (百 万 円)	23,901	24,823	25,840	26,612

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数にて算出しております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)セントラルスポーツ プ ラ ザ	100百万円	100.00%	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 経 営 事 業
Central Sports U.S.A.,Inc.	10,125(US\$)	100.00%	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 経 営 事 業

② 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
セントラルトラスト(株)	10百万円	30.73%	投 資 事 業

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、雇用・所得環境の改善が期待される一方で、各種原材料費の高騰や最低賃金の引き上げ等に伴う人件費の増加に加え、物価上昇による消費者の節約志向の高まりなど、依然として先行き不透明な状況が続くものと想定されます。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、基幹事業であるスクール事業およびフィットネス事業を中心としたスポーツクラブ経営事業の収益力向上に努めるとともに、スポーツ・エンターテインメント事業、ツーリズム事業、オンラインサービス等の拡充を推進してまいります。さらに、地域・教育分野との連携による事業展開を進め、新たな価値創造による収益機会の拡大を図ってまいります。

当社グループは、「0歳から一生涯の健康づくりに貢献する」という経営理念のもと、誰もが笑顔で暮らせるウェルネス社会の実現を目指し、新規領域における事業展開および社会課題の解決に資するサービスの提供に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、スポーツクラブ経営を主たる事業として行っております。

(6) 主要な営業所および店舗（2026年3月31日現在）

- ① 当社
本社 東京都中央区新川一丁目21番2号

営業店舗

・直営店舗

東 日 本 エ リ ア	茨城県	日立店
	栃木県	S宇都宮店、南宇都宮店、佐野店、F宇都宮店
	群馬県	24前橋店、24高崎店
	埼玉県	24越谷店、川越店、岩槻店、24新三郷店、志木店、大宮宮原店、24桶川北本店、川口前川店、24小手指店、24越谷レイクタウン店、東大宮店、24蕨店、24東松山店、さいたま中央店、24新河岸店、24久喜店
	千葉県	谷津店、24流山店、南行徳店、24館山店、市川店、F千葉店、新浦安店、稲毛海岸店、八千代台店、24柏店、長沼店、おおたかの森店、我孫子店、24本八幡店、24蘇我店、G新浦安店、24茂原店、24袖ヶ浦店、24実籾店、24P新浦安店、松戸新田店
	東京都	24清瀬店、24青梅店、成瀬店、亀有店、府中店、24目黒店、24福生店、24下北沢店、青砥店、八王子店、西台店、24用賀店、城山店、24保谷店、24自由が丘店、天王洲店、24南青山店、竹の塚店、24南千住店、24東十条店、24ときわ台店、24大森店、成城店、24西新井店、24上池袋店、24葛西店、飯田橋店、24京成小岩店、24神田店、24P五反田店、24上北沢店、24亀有店、24中延店、24三番町店、24中目黒店、24祐天寺店、24目白店、24八幡山店、24入谷店、24金町店、24永福町店、24月島・佃店、24Gときわ台店、24国立店
	神奈川県	24藤沢店、戸塚店、本郷台店、S東戸塚店、24二俣川店、湘南ライフタウン店、湘南平塚店、24武蔵小杉店、F東戸塚駅前店、24市ヶ尾店、24溝ノ口店、新川崎店、24緑園都市店、24能見台店、トレッサ店、24長津田みなみ台店、慶應日吉店、伊勢原駅前店、24妙蓮寺店、センター南店、24武蔵新城店、24菊名店、24平塚店、24星川店 (112店舗)
西 日 本 エ リ ア	新潟県	N E X T 2 1 店
	石川県	24野々市店、金沢店
	福井県	24福井駅前店
	長野県	24松本店
	岐阜県	24岐阜店
	愛知県	24藤が丘店、24一社店、大曾根店、清洲店、小牧店、24本山店、24桜通葵店
	京都府	太秦店
	大阪府	都島店、24平野店、24住ノ江店、新大阪駅前店、りんくう店、蒲生店、24泉大津店、24豊中駅前店、24高槻市駅前店
	兵庫県	芦屋店、24六甲道店、あまがさき店、J R 塚口店、24西代店
	和歌山県	24和歌山市駅前店
	広島県	アルパーク店、福山店
	福岡県	天神ソラリア店、24野間大池店、24警固店、24福岡アイランドシティ店
	熊本県	サクラマチ熊本店 (36店舗)

北 日 本 エ リ ア	北海道	24恵み野店、山鼻店、24札幌店、琴似店、24東苗穂店
	青森県	24八戸店、弘前店
	岩手県	24盛岡店
	宮城県	24仙台泉中央店、24仙台店、北仙台店、24仙台南小泉店、24名取南仙台店、 24仙台東口店、24北仙台店
	秋田県	24秋田広面店、横手店、24秋田土崎店
	山形県	東根店
	福島県	24福島店 (20店舗)

上記店舗168店舗の他、SPA、介護予防、ヨガ等の店舗7店舗を運営しており、あわせて全国に直営店舗175店舗を運営しております。

・業務受託店舗

名 称	所 在 地
トーアセントラルフィットネスクラブ阿佐谷	東京都
ラヴィセントラルフィットネスクラブ蒲田	東京都
曾谷セントラルスイムクラブ	千葉県
セントラルスポーツクラブ津田沼	千葉県

上記店舗を含め、全国に業務受託店舗50店舗を運営しております。

② 子会社

Central Sports U.S.A.,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

Meridian Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

・直営店舗（海外ゴルフ場）1店舗を運営しております。

Wellbridge Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

株式会社セントラルスポーツプラザ

本社 東京都中央区

・直営店舗11店舗を運営しております。

・業務受託店舗20店舗を運営しております。

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
890 (2,724) 名	44名減 (120名増)

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者 (7名) を除きます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
791 (2,359) 名	46名減 (122名増)	41.0歳	17.0年

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者 (55名) を除き、社外から当社への出向者 (11名) を含みます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	358百万円
株式会社三菱UFJ銀行	75
株式会社三井住友銀行	75
株式会社みずほ銀行	74
三井住友信託銀行株式会社	74

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 42,164,000株
- ② 発行済株式の総数 11,466,300株
- ③ 株主数 20,939名
- ④ 大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
セントラルトラスト株式会社	3,439,711株	30.71%
後藤忠治	598,795	5.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	592,700	5.29
後藤聖治	573,100	5.11
セントラルスポーツ社員持株会	319,165	2.84
株式会社りそな銀行	195,000	1.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	73,579	0.65
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 7 8 1	66,294	0.59
村井良孝	61,750	0.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	58,200	0.51

(注) 持株比率は、自己株式 (265,687株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	後 藤 忠 治	セントラルトラスト株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長 執行役員	後 藤 聖 治	セントラルトラスト株式会社 取締役 Central Sports U.S.A.,Inc. 代表取締役社長 Meridian Central,Inc. 取締役 Wellbridge Central,Inc. 取締役 株式会社セントラルスポーツプラザ 代表取締役社長
取締役 執行役員	松 田 友 治	健康サポート部・アドベンチャーツーリズム事業部担当
取締 執行役員	鶴 田 一 彦	新規開発部担当 浜松ブルーウェーブ株式会社 代表取締役 株式会社セントラルスポーツプラザ 取締役
取締 役員 (監査等委員・常勤)	河 本 勝	
取締 役員 (監査等委員)	岩 崎 厚 宏	有限会社岩崎経営研究所 代表取締役 (税理士) 株式会社マミーマート 監査役
取締 役員 (監査等委員)	原 田 睦 巳	順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 教授 順天堂大学スポーツ健康科学部 教授

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏氏、原田睦巳氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員・常勤) 河本勝氏および取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏氏は、次のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・河本勝氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・岩崎厚宏氏は、税理士の資格を有しております。
3. 2025年6月27日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、木本匡氏は取締役に退任いたしました。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、河本勝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 原田睦巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	160 (-)	120 (-)	40 (-)	- (-)	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	17 (3)	14 (3)	2 (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	177 (3)	135 (3)	42 (-)	- (-)	8 (2)

- (注) 1. 上表には、2025年6月27日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の売上高および経常利益を業績指標として、その実績は連結計算書類に記載のとおりであります。尚、当事業年度における役員賞与引当金繰入額が含まれております。
4. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4億円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。
5. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名 (うち社外取締役3名) です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の方針ならびに手続きを踏まえて決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う監査等委員で

ある社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬等の内容および額の算出方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の経常利益より算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役社長執行役員後藤聖治に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、および社外取締役を除く各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会では、各取締役の職務の執行状況を定期的にモニタリングし、社外取締役から定期的に意見を聴取することや、業績の動向について定期的に審議を行うことで、報酬等の妥当性を確認しております。

また、監査等委員である取締役個々の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議により、役位、職責、在任年数に応じて、業績等も考慮し、総合的に勘案して決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）岩崎厚宏氏は、有限会社岩崎経営研究所の代表取締役および株式会社マミーマートの監査役でもあります。当社は、有限会社岩崎経営研究所と税理士顧問委嘱契約を締結しております。株式会社マミーマートと当社との間には特別な利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）原田睦巳氏は、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科の教授および順天堂大学スポーツ健康科学部の教授であります。同大学大学院および同大学と当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会13回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行う等、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。
取締役 (監査等委員) 原田睦巳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に、また、監査等委員会13回のうち12回に出席し、大学および大学院教授としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行う等、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人日本橋事務所
② 報酬等の額

	監査法人日本橋事務所
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2026年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき20円とさせていただきます。これにより2025年9月30日を基準日として実施いたしました中間配当金1株につき20円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき40円となります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,748	流 動 負 債	8,908
現金及び預金	6,359	買掛金	104
売掛金	2,107	1年内返済予定の長期借入金	232
商品	233	リース債務	421
貯蔵品	50	未払金	2,631
その他	1,000	未払法人税等	684
貸倒引当金	△2	契約負債	2,728
固 定 資 産	32,535	賞与引当金	467
有 形 固 定 資 産	20,363	役員賞与引当金	40
建物及び構築物	35,738	その他の	1,597
工具、器具及び備品	6,365	固 定 負 債	6,763
土地	8,614	長期借入金	426
リース資産	6,127	リース債務	3,482
その他	86	退職給付に係る負債	105
減価償却累計額	△36,570	資産除去債務	2,133
無 形 固 定 資 産	469	その他の	617
投資その他の資産	11,702	負 債 合 計	15,671
投資有価証券	177	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	9,900	株 主 資 本	26,224
繰延税金資産	1,200	資本金	2,261
その他	469	資本剰余金	2,273
貸倒引当金	△46	利益剰余金	22,313
資 産 合 計	42,284	自己株式	△623
		その他の包括利益累計額	387
		その他有価証券評価差額金	63
		為替換算調整勘定	324
		純 資 産 合 計	26,612
		負 債 純 資 産 合 計	42,284

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	48,865
売上原価	42,751
売上総利益	6,114
販売費及び一般管理費	3,433
営業利益	2,680
営業外収益	99
受取利息	49
保険配当金	15
保険解約返戻金	4
その他	29
営業外費用	522
支払利息	476
その他	46
経常利益	2,257
特別利益	176
受取補償金	151
資産除去債務戻入益	24
特別損失	432
減損損失	171
店舗閉鎖損失	261
税金等調整前当期純利益	2,000
法人税、住民税及び事業税	777
法人税等調整額	△61
当期純利益	1,284
親会社株主に帰属する当期純利益	1,284

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261	2,273	21,532	△623	25,443
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△504		△504
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,284		1,284
自 己 株 式 の 取 得					-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	780	-	780
当 期 末 残 高	2,261	2,273	22,313	△623	26,224

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	58	337	396	25,840
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△504
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,284
自 己 株 式 の 取 得				-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5	△13	△8	△8
連結会計年度中の変動額合計	5	△13	△8	771
当 期 末 残 高	63	324	387	26,612

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,878	流 動 負 債	7,755
現金及び預金	4,962	買掛金	69
売掛金	1,697	1年内返済予定の長期借入金	232
商品	208	リース債務	371
貯蔵品	48	未払金	2,329
前払費用	839	未払費用	851
その他の金	124	未払法人税等	607
貸倒引当金	△2	未払消費税等	252
固 定 資 産	31,093	契約負債	2,275
有 形 固 定 資 産	18,251	預り金	280
建物	7,878	賞与引当金	444
構築物	103	役員賞与引当金	40
車両運搬具	3	固 定 負 債	7,230
工具、器具及び備品	319	長期借入金	1,926
土地	7,822	リース債務	3,382
リース資産	2,096	長期未払金	157
建設仮勘定	28	長期預り保証金	218
無 形 固 定 資 産	374	資産除去債務	1,544
借地権	53	負 債 合 計	14,985
ソフトウェア	267	純 資 産 の 部	
その他の金	53	株 主 資 本	23,923
投 資 そ の 他 の 資 産	12,467	資本金	2,261
投資有価証券	127	資本剰余金	2,273
関係会社株式	1,412	資本準備金	2,273
長期貸付金	201	利 益 剰 余 金	20,012
長期前払費用	31	利益準備金	70
繰延税金資産	928	その他利益剰余金	
敷金及び保証金	9,576	圧縮記帳積立金	461
会員権	125	別途積立金	15,000
保険積立金	110	繰越利益剰余金	4,479
その他の金	0	自 己 株 式	△623
貸倒引当金	△46	評価・換算差額等	63
		その他有価証券評価差額金	63
資 産 合 計	38,972	純 資 産 合 計	23,986
		負 債 純 資 産 合 計	38,972

招集ノ通知

株主總會参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	42,325
売上原価	36,913
売上総利益	5,411
販売費及び一般管理費	2,966
営業利益	2,445
営業外収益	52
保険配当金	15
受取利息	10
保険解約返戻金	4
その他	21
営業外費用	527
支払利息	480
その他	46
経常利益	1,970
特別利益	176
受取補償金	151
資産除去債務戻入益	24
特別損失	197
減損損失	171
店舗閉鎖損失	26
税引前当期純利益	1,948
法人税、住民税及び事業税	672
法人税等調整額	△24
当期純利益	1,300

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
				圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,261	2,273	70	461	15,000	3,682	19,215	△623	23,126
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩				△0		0	-		-
剰 余 金 の 配 当						△504	△504		△504
当 期 純 利 益						1,300	1,300		1,300
自 己 株 式 の 取 得									-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	△0	-	796	796	-	796
当 期 末 残 高	2,261	2,273	70	461	15,000	4,479	20,012	△623	23,923

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	58	58	23,184
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩			-
剰 余 金 の 配 当			△504
当 期 純 利 益			1,300
自 己 株 式 の 取 得			-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	5	5	5
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	5	5	801
当 期 末 残 高	63	63	23,986

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 千 保 有 之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 黒 岩 宏 章
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 千 保 有 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 黒 岩 宏 章
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの、セントラルスポーツ株式会社（以下、当社という）の第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当社の当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

セントラルスポーツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 河本 勝 ⑩

監査等委員 岩崎 厚宏 ⑩

監査等委員 原田 睦巳 ⑩

(注) 監査等委員岩崎厚宏および原田睦巳は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第56回定時株主総会会場ご案内図

※会場が前回と異なります。

会場 東京都江東区有明3丁目5番7号
TOC有明コンベンションホール 20F WEST GOLD 20ホール
交通 りんかい線「国際展示場駅」徒歩5分
ゆりかもめ「東京ビッグサイト駅」徒歩6分・
「有明駅」徒歩6分



ご来場いただけない場合は、スマートフォン、インターネットまたは郵送による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

株主総会のお土産は、特段ご用意させていただいておりません。